②バイオエタノールを加工・混和するための設備の設置、既存設備の改修に関する措置に係る計画

（全体計画）

（具体的事項）

製油所名	設備名	措置の内容（新設・改造・改修の別）	使用方法・設備能力	工事期間	使用開始時期	予算額

（備考）

1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

2　文字は、かい書でインキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

3　各項目について、欄が不足する場合は、必要に応じて欄を追加して、記載すること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第十号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）の規定に基づき、自然公園法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年四月十七日

環境大臣　中川　雅治

自然公園法施行規則の一部を改正する省令

自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（特別地域、特別保護地区及び海域公園地区内の行為の許可基準） **第十一条**　法第二十条第三項第一号、第二十一条第三項第一号及び第二十二条第三項第一号に掲げる行為（仮設の建築物（土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいい、建築設備（当該工作物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針を	（特別地域、特別保護地区及び海域公園地区内の行為の許可基準） **第十一条**　法第二十条第三項第一号、第二十一条第三項第一号及び第二十二条第三項第一号に掲げる行為（仮設の建築物（土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいい、建築設備（当該工作物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針を

いう。第二十条第六号イ(5)において同じ。）を含む。以下同じ。）の新築、改築又は増築に限る。）に係る法第二十条第四項、第二十一条第四項及び第二十二条第四項の環境省令で定める基準（以下この条において「許可基準」という。）は、次のとおりとする。

ただし、既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築（以下「既存建築物の改築等」という。）であつて、第一号、第五号及び第六号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

一～六　（略）

2～37　（略）

（特別地域内における許可又は届出を要しない行為）

第十二条　法第二十条第九項第四号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一～十の四　（略）

十の五　境界標（不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第七十七条第一項第九号に規定する境界標をいう。）を設置すること。

十の六　（略）

十の七　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二条第四号に規定する無線設備を改築し、又は増築（新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが付帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限る。）すること。

いう。第二十条第六号イ(4)において同じ。）を含む。以下同じ。）の新築、改築又は増築に限る。）に係る法第二十条第四項、第二十一条第四項及び第二十二条第四項の環境省令で定める基準（以下この条において「許可基準」という。）は、次のとおりとする。

ただし、既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築（以下「既存建築物の改築等」という。）であつて、第一号、第五号及び第六号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

一～六　（略）

2～37　（略）

（特別地域内における許可又は届出を要しない行為）

第十二条　法第二十条第九項第四号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一～十の四　（略）

十の五　（略）

（新規）